

中山間地域等直接支払制度第5期対策に係る
協定内容等の変更内容別の手続きについて

生じた変更の内容によって、下記の①【変更届】、または②【変更認定申請】を提出してください。

①【変更届】

◎「00.変更届（鑑）」を提出してください。変更の内容によって、以下の書類を添付してください。

○役員の変更をする ⇒ 「01.役員変更」を使用。

○交付金の使用方法、配分等を変更する ⇒ 「02.交付金の使用方法等の変更」を使用。

○耕作から維持管理に変更する、協定農用地の管理者等を変更する
⇒ 「03.農用地の管理内容、管理者等の変更」を使用。

○新たな構成員を追加する ⇒ 「04-1.構成員の追加」を使用。
ただし、追加しようとする農業者に聞き取りをし、認定農業者であれば併せて「04-2.農業所得の確認に関する承諾書」も使用。

○農作業受委託を新たに契約する ⇒ 「05.農作業受委託契約書」を使用。

②【変更認定申請】

◎「00.計画変更の認定申請（鑑）」を提出してください。変更の内容によって、以下の書類を添付してください。

○協定農用地の面積を追加する、加算措置の内容を変更する
⇒ 「ア(ア)(オ)協定農用地の面積の追加、加算措置関連変更」を使用。
なお交付金額の変更を伴う場合は、同様式中の「第7 交付金の使用方法」の項目も変更を入力してください。

○農用地に関する事項、水路・農道等の管理方法、多面的機能を増進する活動を変更する
⇒ 「ア(イ)農業生産活動等として取り組むべき事項の変更」を使用。

○集落マスタープラン（集落における将来像、将来像を実現するための目標と活動計画）

⇒ 「ア(ウ)集落マスタープランの内容の変更」

○集落戦略の作成に取り組む場合（集落戦略を作成しないという計画で認定されたが、作成することに変更した場合を指します。作成する計画から作成しない計画に変更することは原則できません。）

⇒ 「ア(エ)農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更」を使用。

○個別協定の内容を変更

⇒ 「イ（個別協定用様式）」を使用。（集落協定では使用しません。）

「変更届（鑑）」を提出してください。添付書類は下記のとおり。

【変更内容】

- ・代表者、役員、協定農用地の管理者、管理内容（耕作・維持管理）、
交付金の使途の変更の変更

⇒ 「軽微な変更様式（一式）」内の該当様式を使用

① 協定書の修正が必要な変更 →変更認定申請

変更できない内容もありますが、ご相談ください。

「計画変更の認定申請（鑑）」を提出してください。添付書類は下記のとおり。

【変更内容】

- ・協定農用地の追加 ⇒ 「協定農用地の面積等変更」
- ・協定農用地の面積縮小（※免責事由に限ります。） ⇒ 「協定農用地の面積等変更」
ただし、高齢・負傷・介護などやむを得ない理由の場合は、「農業生産活動が困難であることの申立書」も添付してください。
- ・協定構成員の追加 ⇒ 「構成員の追加」
ただし、追加する構成員が認定農業者である場合は、「農業所得の確認に関する承諾書」も添付してください。
- ・第5 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更
 1. 農用地に関する事項
 2. 水路・農道等の管理方法
 3. 多面的機能を増進する活動⇒ 「農業生産活動等として取り組むべき事項」